

## 保険料・免除（2）①：14分

1. 免除（納付猶予）制度の概要
  2. 法定免除 ケース1（法第89条）
  3. 法定免除 ケース2（法第89条）
  4. 申請免除 ケース3（法第90条、第90条の2）
  5. 国民年金保険料の免除等の所得額等の基準
  6. 生活保護法による各種扶助
  7. 申請免除の承認基準における天災その他の事由（特例免除）
  8. 全額免除申請の受託制度（法第109条の2、平成16年改正法附則第19条の2）
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第89条……………国民年金法第89条
- ・平成16年改正法附則第19条の2 ……平成16年改正国民年金法附則第19条の2

# 免除（納付猶予）制度の概要①

## 強制加入の被保険者

### 第1号被保険者

- 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者
- 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でないこと
- 第2号被保険者又は第3号被保険者ではないこと

### 第2号被保険者

- 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（会社などにお勤めの方）  
ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する65歳以上の者は第2号被保険者とはならない

### 第3号被保険者

- 20歳以上60歳未満であること
- 被扶養配偶者（第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するものであり、かつ、第2号被保険者でない者）であること

# 免除（納付猶予）制度の概要②

## 第1号被保険者

本人の保険料の負担能力に関係なく、20歳から60歳に達するまでの長期間にわたり定額の保険料を各自で納める

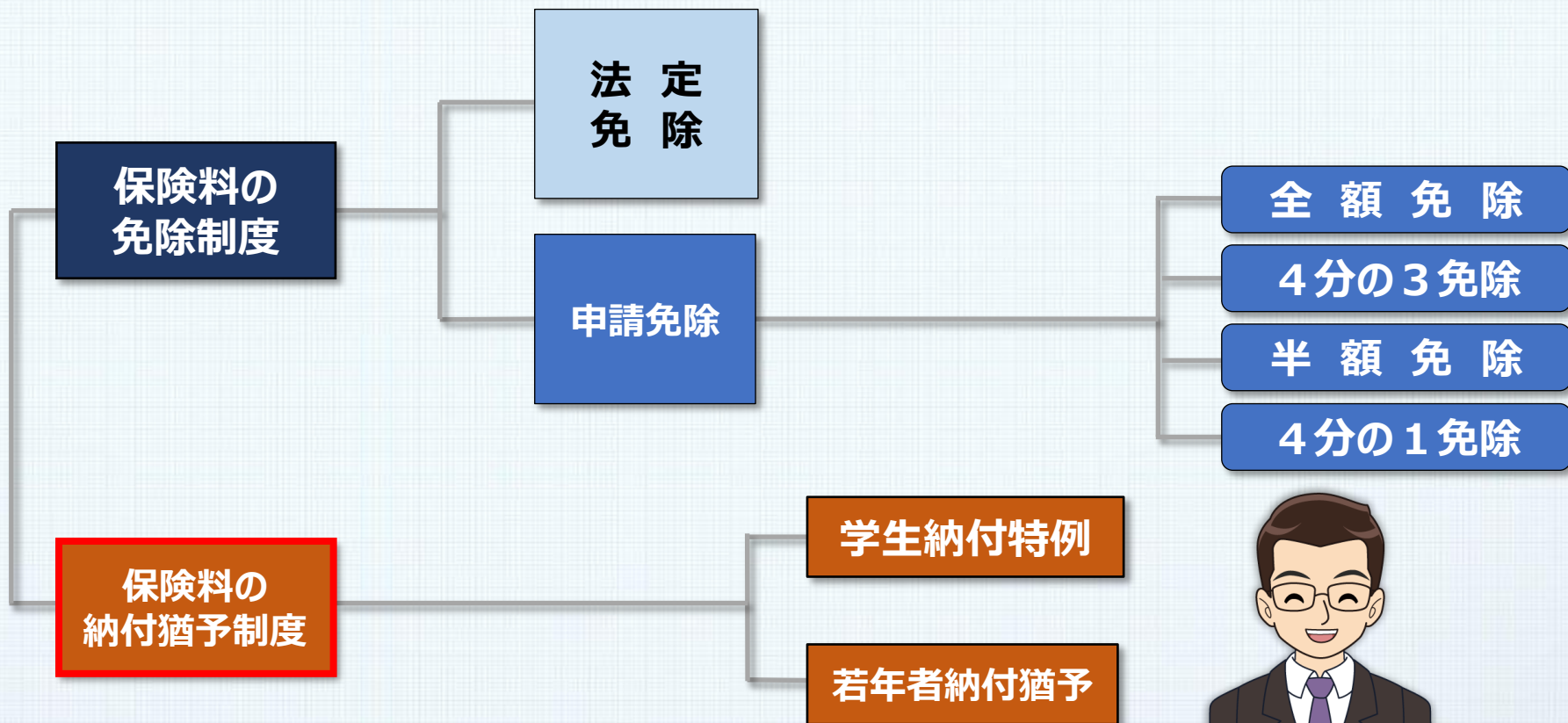
しかし、第1号被保険者のなかには、  
様々な事情で保険料を一時期納付することが困難な人もでてくる

法律で定められた一定の要件（生活保護法による生活扶助を受け取るとき・障害基礎年金の受給権者であるときなど）に該当したとき、所得が一定基準より少ないとき、失業したとき、災害に罹災し保険料を納付することが著しく困難なときなど

保険料の免除制度

保険料の納付猶予制度

# 免除（納付猶予）制度の概要③



# 法定免除 ケース1①（法第89条）



## ケース 1

「生活保護法の生活扶助を受給しているAさんが、福祉事務所の職員から保険料の免除に該当するので届出をしてほしいと言われたということで窓口にいっしょにいました。」

### 要件

法定免除とは、第1号被保険者本人が法律に定められている次のいずれかに該当するときに、納付されていない保険料の納付義務が免除（要件に該当した者は届出が必要）される制度です。

法第89条第1項第1号	障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき。 （厚生年金保険の障害等級に該当しなくなつてから、3年を経過しない者に限る）
法第89条第1項第2号	生活保護法による生活扶助を受けるとき。
法第89条第1項第3号	厚生労働大臣の指定する国立ハンセン病療養所や国立保養所（重度障害者センター）等に入所しているとき。

### 手続き

被保険者などが上記の要件のいずれかに該当したとき、または法定免除を受けていた者が上記のいずれにも該当しなくなったときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市町村長に提出します。

### 給付との関係

老齢基礎年金等の年金額の計算では、法定免除を受けた平成21年3月以前の期間は1か月を1/3として、法定免除を受けた平成21年4月以後の期間は1か月を1/2として計算されます。

### 該当期間

法定免除の該当期間は、上記の要件のいずれかに該当した日の属する月の前月から該当しなくなる日の属する月までの期間（該当前に保険料を納付した期間を除く）です。

# 法定免除 ケース1②（法第89条）

## 要件

法定免除とは、第1号被保険者本人が法律に定められている次のいずれかに該当するときに、納付されていない保険料の納付義務が免除(要件に該当した者は届出が必要)される制度です。

### 法第89条 第1項第1号

障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき。（厚生年金保険の障害等級に該当しなくなってから、3年を経過しない者に限る）

### 法第89条 第1項第2号

生活保護法による生活扶助を受けるとき。

### 法第89条 第1項第3号

厚生労働大臣の指定する国立ハンセン病療養所や国立保養所（重度障害者センター）等に入所しているとき。

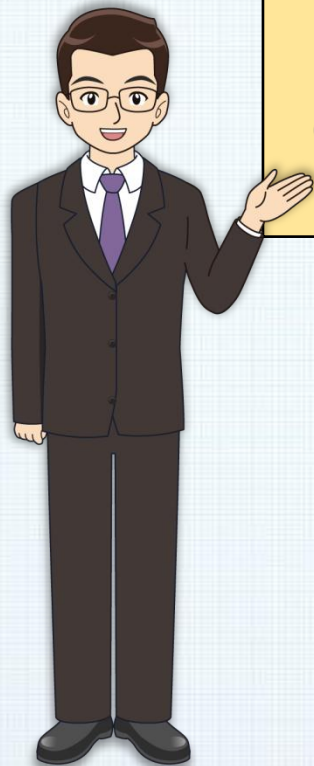
## 法定免除 ケース1③ (法第89条)

### 給付との関係

老齢基礎年金等の年金額の計算では、法定免除を受けた平成21年3月以前の期間は1か月を1/3として、法定免除を受けた平成21年4月以後の期間は1か月を1/2として計算されます。



## 法定免除 ケース1④ (法第89条)



法定免除  
(法第89条)

法第89条の**免除**とは、保険料の納付義務を免除するのではなく、**保険料の納付義務を発生させない**ことを意味しています。



したがって、法定免除の効果は届出のあるなしにかかわらず、**法律の定める要件に該当するときに当然に発生**します。

# 法定免除 ケース2 ①（法第89条）



## ケース2

「生活保護を受給していて法定免除に該当していた被保険者のBさんについて、生活保護が廃止された旨の連絡票が福祉事務所から回ってきましたが、本人からの届出がありません。この場合に、どのように対応するのが望ましいでしょうか。」

### 手続き

被保険者などが法定免除の要件のいずれかに該当したとき、または法定免除を受けていた者が法定免除の要件のいずれにも該当しなくなったときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市町村長に提出します。

第102条第4項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

法定免除に該当しなくなったことを届け出るのが遅れ、2年を超えて法定免除が取り消された場合



2年を超えて法定免除が取り消された期間が**未納期間**になってしまう

## 法定免除 ケース2 ②（法第89条）

### 手続き

被保険者などが法定免除の要件のいずれかに該当したとき、または法定免除を受けていた者が法定免除の要件のいずれにも該当しなくなったときは、年金事務所長あての「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市町村長に提出します。

### 国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届の届出

届出の失念（届出もれ）

事実を把握し得ない場合がある

適切な時期に届出

申請免除を利用したり  
保険料の納付が可能

## 法定免除 ケース2 ③ (法第89条)

第102条第4項 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

法定免除に該当しなくなったことを届け出るのが遅れ、2年を超えて法定免除が取り消された場合



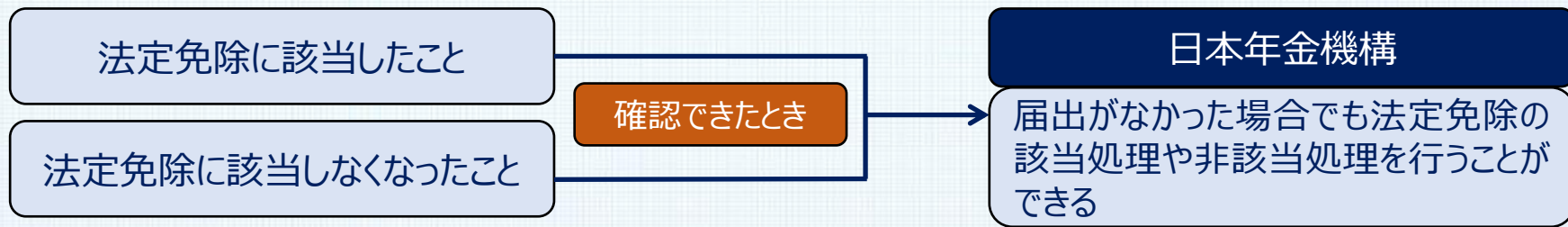
2年を超えて法定免除が取り消された期間が**未納期間**になってしまふ



## 法定免除 ケース2 ④ (法第89条)

(抜粋) 則第75条 第1号被保険者は、**法第89条第1項各号〔法定免除の承認基準〕のいずれかに該当するに至ったときは**、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14日以内に、これを機構に提出しなければならない。(以下省略)

(抜粋) 則第76条 第1号被保険者は、**法第89条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは**、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、14日以内に、これを機構に提出しなければならない。(以下省略)



市町村では、法定免除に該当した旨、該当しなくなった旨の情報を日本年金機構に提供することが望めます。

# 申請免除 ケース3① (法第90条、第90条の2)



## ケース3

### ■ 保険料免除の要件まとめ

「33歳のフリーターのCさんは一人暮らしをしていますが、所得が低いので国民年金の保険料を納めるのが困難であるとの相談にやってきました。」

種類	期間	要件		審査対象者	老齢基礎年金額の反映割合
		前年所得（一定の場合前々年）	所得要件以外の要件		
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×（扶養親族等数+1）+22万円以下	●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている	本人 配偶者 世帯主	1/2 (1/3)
3/4		78万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下		5/8 (1/2)
半額		118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下		3/4 (2/3)
1/4		158万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●保険料の納付が著しく困難（例） 天災・DV・失業等		7/8 (5/6)
学生		半額免除と同じ		本人のみ	反映されない
若年者		全額免除と同じ		本人 配偶者	

※（ ）は平成21年3月以前の期間

## 申請免除 ケース3② (法第90条、第90条の2)

種類	期間	審査対象者
全額	厚生労働大臣 が指定する期間	本人 配偶者 世帯主
3/4		
半額		
1/4		



# 申請免除 ケース3③ (法第90条、第90条の2)

種類	期間	要件		審査対象者
		前年所得 (一定の場合前々年)	所得要件以外の要件	
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×(扶養親族等数+1)+22万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている</li> <li>●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下</li> <li>●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下</li> <li>●保険料の納付が著しく困難(例) 天災・DV・失業等</li> </ul>	本人 配偶者 世帯主
3/4		78万円+(扶養親族等数×38万円(原則))以下		
半額		118万円+(扶養親族等数×38万円(原則))以下		
1/4		158万円+(扶養親族等数×38万円(原則))以下		



# 国民年金保険料の免除等の所得額等の基準

制度	所得基準の対象者	所得額等の基準
免除制度 (申請全額免除)	本人 世帯主 配偶者	<b>35万円×(扶養親族等の数+1) + 22万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人、世帯主、配偶者それぞれの所得がいずれも基準以下の場合に納付が免除されます。</li> <li>老齢基礎年金給付の際に国庫負担分の年金が受けられます。</li> </ul>
免除制度 (申請一部免除)	本人 世帯主 配偶者	<b>4分の3免除の場合 : 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等</b> <b>半額免除の場合 : 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等</b> <b>4分の1免除の場合 : 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>同上 (ただし、年金給付については免除されなかった残余の保険料を納付したときに限られます)</li> </ul>
若年者納付猶予制度	本人 配偶者	<b>35万円×(扶養親族等の数+1) + 22万円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人、配偶者それぞれの所得がいずれも基準以下の場合に納付が猶予されます。</li> <li>追納が行われない場合は、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されません。</li> </ul>
学生納付特例制度	本人	<b>118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の所得のみが基準以下の場合に納付が猶予されます。</li> <li>追納が行われない場合は、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されません。</li> </ul>
法定免除	—	<b>障害基礎年金受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方等は、保険料(全額)の納付が申請に基づかずに免除されます。</b>

※ これらのほか、失業者、震災・風水害等の被災者は、所得に関係なく免除に該当する場合があります。



# 生活保護法による各種扶助

申請免除の承認基準の一つ



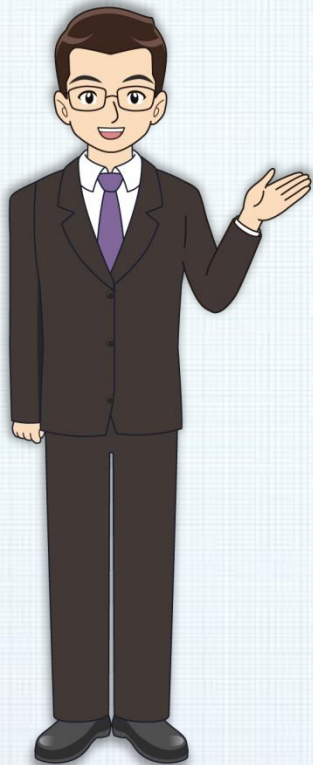
「生活保護法による生活扶助**以外の扶助**を受けるとき」

生活扶助	法定免除（法第89条）
住宅扶助	
教育扶助	申請免除（法第90条、第90条の2）
医療扶助	
介護扶助	学生納付特例（法第90条の3）
出産扶助	
生業扶助	若年者納付猶予（平成16年改正法附則第19条）
葬祭扶助	

# 申請免除の承認基準における天災その他の事由（特例免除）

## 申請免除の承認基準の一つ

「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他厚生労働省令で定める事由があるとき。」



震災・風水害・火災などで住宅・家財などの被害金額がおおむね 1 / 2 以上

失業をした方（「雇用保険被保険者離職票」等の交付を受けている）

配偶者からの暴力により配偶者と住所が異なる方

生活保護法に準じた生活扶助を受けている外国人

※配偶者の暴力から退避している被害者については**配偶者の前年の所得を除外**して、失業をした方、生活保護法に準じた生活扶助を受けている外国人などについては**本人の前年の所得を除外**して、承認基準の審査が行われます。

特別障害給付金の  
支給を受けている  
第1号被保険者

本人が特別障害給付金の支給を受けていれば  
申請免除の承認基準に該当する

# 全額免除申請の受託制度 (法第109条の2、平成16年改正法附則第19条の2)

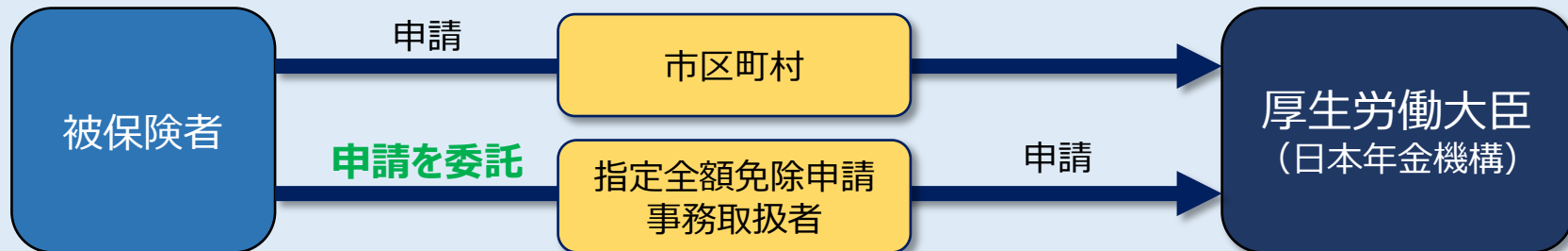
## 現行の制度

全額免除申請は  
申請書の提出が必要

申請の煩わしさから  
手続きを行わず、  
未納期間が生じている方がいる

## 平成27年7月より

申請に関する免除手続き上の負担を軽減し、全額免除申請の機会を拡充する観点から、事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣が指定する者が、全額免除や納付猶予制度の要件に該当する被保険者等からの委託を受けてこれらの申請をすることができることになっている。



# 確認問題

## 問題 1

被保険者が生活保護法による生活扶助を受ける場合、申請により保険料の納付は免除される。

## 解答



(法第 8 9 条)

被保険者が生活保護法による生活扶助を受ける場合、申請の有無に関わらず、法律上当然に保険料の納付が免除されます。なお、所定の届出が必要です。

## 問題 2

任意加入被保険者には、法定免除、申請による全額免除及び半額免除は行われないが、学生納付特例は適用される。

## 解答



(法附則第 5 条、平成 6 年改正法附則第 1 1 条等)

任意加入被保険者には、保険料免除、学生納付特例及び若年者納付猶予の規定の適用はされません。



## 保険料・免除（2）②：14分

1. 若年者納付猶予制度 ケース4（平成16年改正法附則第19条）
  2. 申請免除と若年者納付猶予の手続き
  3. 学生納付特例制度 ケース5（法第90条の3）
  4. 学生納付特例の対象となる学校
  5. 申請免除等の承認期間
  6. 給付との関係
  7. 追納（法第94条）
  8. 後納（平成23年改正法附則第2条、年金事業運営改善法附則第10条）
- ※ 確認問題

### ■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第90条の3 ……国民年金法第90条の3
- ・平成16年改正法附則第19条…平成16年改正国民年金法附則第19条

# 若年者納付猶予制度 ケース4① (平成16年改正法附則第19条)



## ケース4

「Dさんは就職活動中で親と同居しています。Dさん自身の所得はありませんが、世帯主である父親に基準額以上の所得があるため申請免除には該当しません。」

### ■保険料免除の要件まとめ

種類	期間	要件		審査対象者	老齢基礎年金額の反映割合
		前年所得（一定の場合前々年）	所得要件以外の要件		
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×（扶養親族等数+1）+22万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている</li> <li>●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下</li> <li>●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下</li> <li>●保険料の納付が著しく困難（例） 天災・DV・失業等</li> </ul>	本人 配偶者 世帯主	1/2 (1/3)
3/4		78万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下			5/8 (1/2)
半額		118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下			3/4 (2/3)
1/4		158万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下			7/8 (5/6)
学生		半額免除と同じ		本人のみ	反映されない
若年者		全額免除と同じ			

※（ ）は平成21年3月以前の期間

## 若年者納付猶予制度 ケース4②（平成16年改正法附則第19条）

種類	期間	審査対象者
全額	厚生労働大臣が指定する期間	本人・配偶者・世帯主
3/4		
半額		
1/4		
若年者	厚生労働大臣が指定する期間	本人・配偶者

若年者納付猶予制度とは、30歳未満の第1号被保険者本人及び保険料の連帯納付義務者である配偶者のいずれもが、全額免除と同一の免除基準に該当するときに、本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について、申請前に保険料を納付した期間は除き保険料の納付義務が猶予される制度

親と同居している若年者が将来に無年金者や低年金者になることを防止するため、本人が将来就職し保険料を負担できる状態になったときに追納できる仕組みを用意した制度を創設

# 若年者納付猶予制度 ケース4③ (平成16年改正法附則第19条)

種類	期間	要件		審査対象者
		前年所得 (一定の場合前々年)	所得要件以外の要件	
全額	厚生労働大臣が 指定する 期間	35万円×(扶養親族等 数+1) + 22万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている</li> <li>●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下</li> <li>●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下</li> <li>●保険料の納付が著しく困難 (例) 天災・DV・失業等</li> </ul>	本人 配偶者 世帯主
若年者		全額免除と同じ		本人 配偶者

平成26年の法律改正では、若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用者が増加している状況を踏まえ、若年者納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されており、平成28年7月から平成37年6月までの期限で実施されることとなっています。

# 申請免除と若年者納付猶予の手続き

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除 若年者納付猶予	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	継続申請可 ※全額免除及び若年者納付猶予のみ

## 継続申請

全額免除および若年者納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ること、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- 全額免除・若年者納付猶予が承認されなかった場合
- 失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- 特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- 4分の3免除・半額免除・4分の1免除が承認された場合
- 配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や若年者納付猶予から、全額免除など免除の種類の変更を希望する場合



# 学生納付特例制度 ケース5① (法第90条の3)



## ケース5

### ■ 保険料免除の要件まとめ

「大学生のEさんが20歳になり、年金事務所から国民年金の案内が届きました。しかし、学生生活で収入が少ないEさんは国民年金の保険料を支払うのが難しい状況にあります。Eさんは親と別居していますが、仕送りのほか、親に保険料まで支払ってもらうことは難しいと考え、自分のことは自分でなんとかしたいと考えています。」

種類	期間	要件		審査対象者	老齢基礎年金額の反映割合
		前年所得（一定の場合前々年）	所得要件以外の要件		
全額	厚生労働大臣が指定する期間	35万円×（扶養親族等数+1）+22万円以下	●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている	本人 配偶者 世帯主	1/2 (1/3)
3/4		78万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下		5/8 (1/2)
半額		118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下		3/4 (2/3)
1/4		158万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	●保険料の納付が著しく困難（例） 天災・DV・失業等		7/8 (5/6)
学生		半額免除と同じ		本人のみ	反映されない
若年者		全額免除と同じ		本人 配偶者	

※（ ）は平成21年3月以前の期間

## 学生納付特例制度 ケース5②（法第90条の3）

学生の場合は、法第90条の3において学生である期間について保険料の納付が猶予される規定が置かれている。



学生の場合は学生納付特例制度を利用していただくことになっており、

申請免除や若年者納付猶予制度を利用することはできない。



# 学生納付特例制度 ケース5③（法第90条の3）

## 学生納付特例制度

学校教育法に定める高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校・各種学校などの学生や生徒である第1号被保険者本人が、半額免除と同一の免除基準に該当するとき。

種類	期間	要件		審査対象者
		前年所得 (一定の場合前々年)	所得要件以外の要件	
半額	厚生労働大臣が指定する期間	118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	<ul style="list-style-type: none"><li>●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている</li><li>●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下</li><li>●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下</li><li>●保険料の納付が著しく困難（例）天災・DV・失業等</li></ul>	本人 配偶者 世帯主
学生		半額免除と同じ		本人のみ

本人が申請して承認を受ければ、厚生労働大臣が指定した期間について、申請前に保険料を納付した期間は除き保険料の納付義務が猶予される制度。

# 学生納付特例制度 ケース5④ (法第90条の3)

国民年金制度には20歳から加入することになっていますが、20歳以上の大学生は制度発足以来、任意加入となっていた。



任意加入していない場合で、障害を負ってしまったときには無年金者となってしまうことがあった。

昭和36年4月

平成3年4月

学	生	任意加入	強制加入被保険者 (第1号被保険者)
---	---	------	-----------------------

学生本人には所得がなく、結果、保険料は親が負担している例が多く、また、親の負担を解消し、本人が社会人になってから保険料を納付できる措置が必要となり、学生納付特例制度が平成12年4月に設けられた。

## 学生納付特例制度 ケース5⑤（法第90条の3）

原則として、被保険者本人に収入がないときは、世帯主や第1号被保険者の配偶者も連帯して保険料を納付する義務がある。



学生納付特例は被保険者本人の自助努力により年金受給権等を確保できるように設けられた制度である。



第1号被保険者本人のみの所得で法第90条の3に該当するかどうかを判断することになっている。

# 学生納付特例制度 ケース5⑥（法第90条の3）

種類	期間	要件		審査対象者
		前年所得 (一定の場合前々年)	所得要件以外の要件	
半額	厚生労働大臣が指定する期間	118万円+（扶養親族等数×38万円（原則））以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている</li> <li>●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下</li> <li>●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下</li> <li>●保険料の納付が著しく困難（例）天災・DV・失業等</li> </ul>	本人 配偶者 世帯主
学生	厚生労働大臣が指定する期間	半額免除と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている</li> <li>●地方税法に定める障がい者であって前年所得が125万円以下</li> <li>●地方税法に定める寡婦であって前年所得が125万円以下</li> <li>●保険料の納付が著しく困難（例）天災・DV・失業等</li> </ul>	本人のみ

# 学生納付特例の対象となる学校

## 学校教育法

大学(大学院を含む)

短期大学

高等専門学校

専修学校

高等学校

理容・美容師  
養成施設

栄養士・調理師  
養成施設

- 昼間部だけでなく、夜間部、定時制課程、通信制課程も含む
- 各種学校の場合は、修業年限が1年以上の課程に在学していることが条件



学生

市区町村

学生納付特例事務法人

翌年度は郵送で  
手続きができます。

厚生労働大臣  
(日本年金機構)

日本年金機構



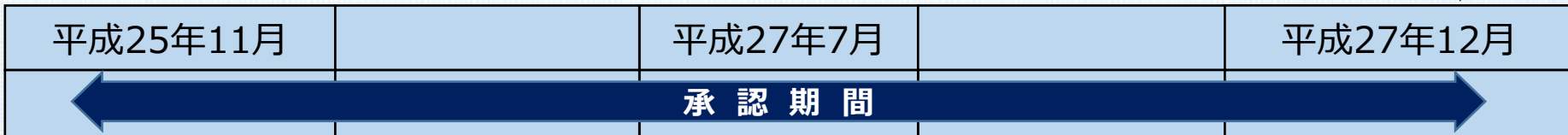
# 申請免除等の承認期間

	申請月	免除等の承認期間
申請免除 若年者納付猶予	7月に申請した場合	前年の7月分から翌年の6月分まで
	8月から翌年の6月までに申請した場合	その年の7月分から翌年の6月分まで
	※ ただし、1月から6月までに申請した場合は、前年の7月分からその年の6月分まで	
学生納付特例	4月に申請した場合	前年の4月分から翌年の3月分まで
	5月から翌年の3月までに申請した場合	その年の4月分から翌年の3月分まで
	※ ただし、1月から3月までに申請した場合は、前年の4月分からその年の3月分まで	

例

平成26年4月から、過去2年間（2年1か月）まで遡って申請ができるようになった。

申請月



免除等の申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れなくなる場合があるため、速やかな申請が必要。

# 給付との関係

## 年金を受け取るときはどう違うの？

		保険料納付	納付猶予		申請免除		保険料未納
			学生	若年者	全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○	△ ※1	×	
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○	△ ※1	×	
	増える？ (年金額)	○	×	○ ※2※3	△ ※2※3	×	

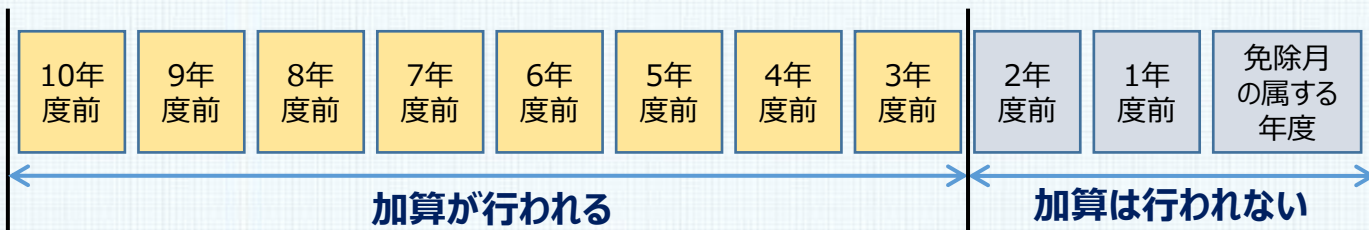
※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、必要な保険料を納付しないと未納期間となり、**障害基礎年金・遺族基礎年金等を受けられなくなる**場合があります。

※2 申請免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能**です。

※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。

# 追納（法第94条）

承認の日の属する月前10年以内の期間に係る免除あるいは猶予された月分の保険料の全部又は一部を納付することができる。



※免除月が3月で、その免除月の属する年の翌々年の4月に追納する場合には加算は行われない。

なお、この加算額は追納保険料を納付しやすくするため、および近年の低金利の状況を鑑みて平成17年4月より10年物新規発行国債の表面利率を踏まえた率に引き下げられています。

## 参考：追納の優先順位

【例1】



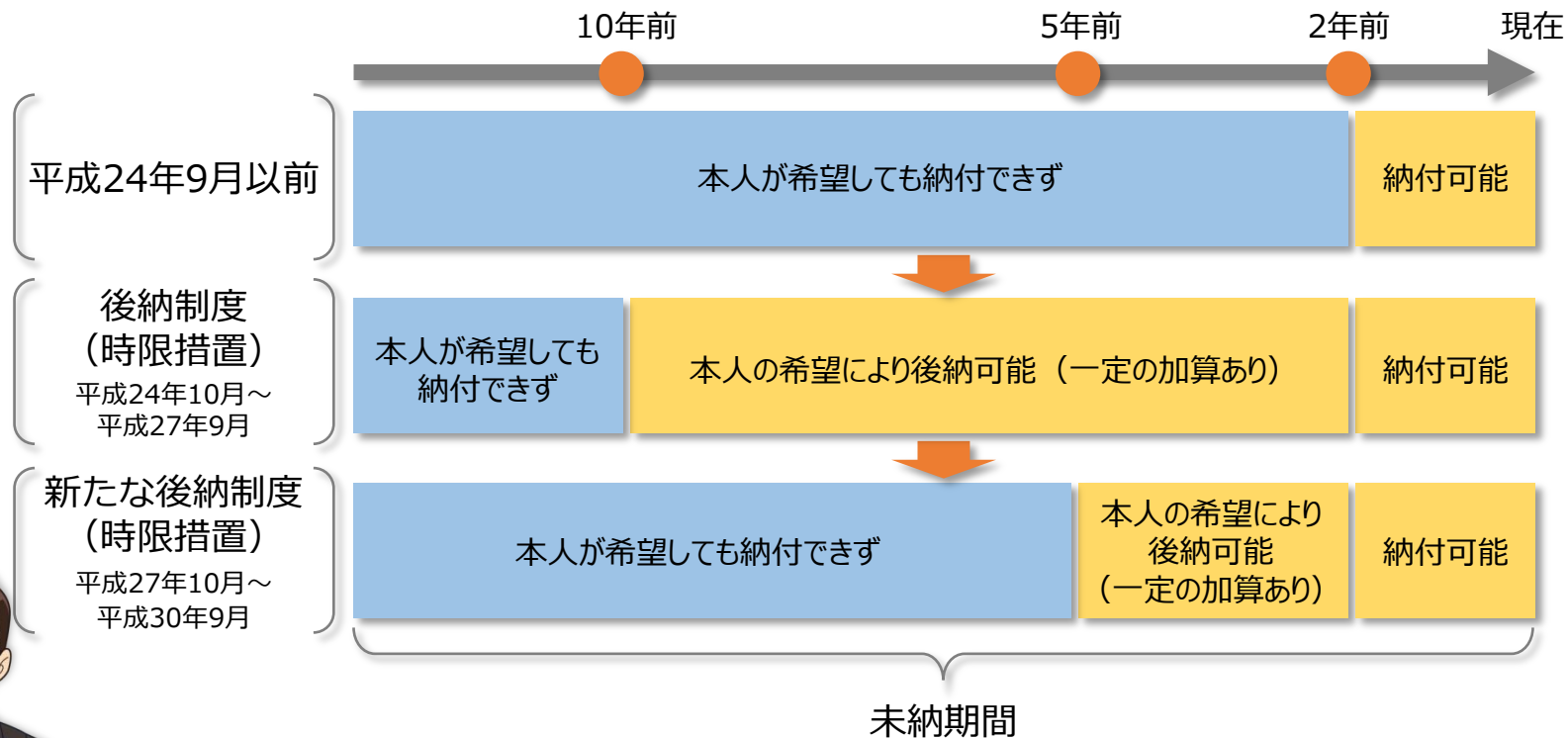
【例2】



追納期限間際の免除期間である場合、先に学生納付特例期間について追納すると追納を行うことができなくなる

# 後納（平成23年改正法附則第2条、年金事業運営改善法附則第10条）

## （参考）保険料の事後的納付に係る近年の変遷（イメージ）



# 確認問題

## 問題 1

学生等の納付特例の対象になる学生には、原則として夜間部の大学生や各種学校の学生は含まれない。

## 解答



(令 6 条の 6 等)

夜間部の大学生や各種学校の学生も学生納付特例の対象となる学生等に含まれません。

## 問題 2

学生納付特例制度が利用できる者は、保険料の申請免除のうち、全額免除は適用されないが、半額免除は適用される。

## 解答



(法第 90 条、第 90 条の 2)

学生納付特例が利用できる者は、保険料の申請免除及び若年者納付猶予は適用されません。

